

# 情報案内

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30  
(土・日曜・祝日除く)

町民課  
役場1階 窓口1番  
税の関係  
☎47-22203  
☎47-22193

土地・家屋価格等  
帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。  
平成24年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧します。ので、ご確認ください。  
○縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者(代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものが必要です)  
○縦覧期間 4月2日(月)～5月31日(木) (土・日曜・

祝日は除きます) 8時45分～17時30分  
○縦覧場所 町民課窓口  
確定申告書の内容  
もう一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求められます。  
税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。  
また、確定申告をしなればならないのに、申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。

○問合せ 北見税務署個人課税第1部門 (☎23-7151)  
行政相談委員に  
気軽に相談を  
国などの仕事やその手続き・サービスについて困りごとや苦情、ご意見、ご要望はありますか。個人の秘密は守られますので気軽に

利用する場合は、障害程度区分の認定や支給決定を受けるため、あらかじめ町に申請を行ってください。詳しい内容については福祉保健課社会福祉係にお問い合わせください。  
更生医療の給付  
更生医療とは、一般医療ですでに治つたと考えられる障がいに対し、障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関のみで受けられる特別な医療をいい、その際の保険診療による自己負担分の医療費を、公費で補助する制度です。ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象となります。

にご相談ください。  
○道路の段差を改善してほしい  
○道路標識が分かりにくい  
○年金の通知がきたが、よく分からない  
○雇用問題 など  
○行政相談委員  
清井 久美子さん  
(西富☎47-37338)

○行政苦情110番  
☎0570-09011  
0もご利用ください。  
福祉保健課  
☎47-5555  
総合福祉センター窓口7番

フッ素塗布の実施方法が変わりました  
フッ素を歯の表面に塗ることで、歯を丈夫にします。虫歯のない子に育てるために、フッ素塗布を受けましょう。  
受診方法に関する詳しい内容について、対象年齢のお子さんがあるご家庭に個別にお知らせします。  
○対象  
1歳6か月から未就学児  
○自己負担 800円  
○実施期間 4月～平成25年3月  
○実施機関 町内の歯科医院

で休日や早朝など好きな時間に野菜などを作ってみませんか。  
また、農業交流センターには、収穫物を加工する設備も整っており、農園で収穫した大豆や豆腐やみそを作ってみてはいかがでしょうか。  
■募集区画  
3区画(1区画約60㎡)  
■年間使用料  
1区画につき3,000円  
■使用期間 5月1日から10月31日(天候により若干前後します)  
■申込み 農林商工課農政係へ(先着順)  
■その他  
○畑起こしは町で行います  
○複数組で借りる場合、申し出があれば隣同士で借りられるように配慮します

○問合せ  
福祉保健課健康増進係  
補装具費の一部を支給  
身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢、装具、補聴器、車いす、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となるその費用の一部を支給しています。  
原則として、費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

○問合せ  
福祉保健課社会福祉係  
重度障がいのある方に  
日常生活用具を給付  
重度障がいのある方に對し、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。  
原則として、各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

○問合せ  
福祉保健課社会福祉係  
障害福祉サービス利用を  
障害者自立支援法によ  
どにより森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。  
○届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届け出をしてください。  
(注) 届け出しない場合、虚偽の届け出をした場合は、10万円以下の過料が課せられることがあります。

○問合せ  
オホーツク総合振興局産業振興部林務課  
造林係 (☎0152-410647) または役場農林商工課商工林務係  
消防署訓子府支署  
☎47-2419

らしの  
インフォメーション

り、障がい者がその能力や適正に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を利用することができません。  
この制度は、障がいの種類(身体障がい・知的障がい・精神障がい)や年齢に関係なく共通のサービスを受けられます。  
○サービス内容  
身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など  
○利用者負担  
原則1割の定率負担。ただし、所得に応じて上限額が決まります。また、施設サービス利用者は食費や光熱水費が利用者負担になります。  
○申請

「銀河農園」の借り主募集  
今年も農業交流センター北側に銀河農園をオープンします。家族や近所の仲間  
農林商工課  
☎47-2116  
役場2階窓口13番

「森林の所有者届出制度」がスタート  
昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届け出が義務付けられました。  
○届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続な

電子申請  
4月15日(日)～4月23日(月)  
○問合せ  
消防署訓子府支署  
危険物取扱者試験の  
準備講習会  
○とき  
5月10日(木)11日(金)  
○ところ  
オホーツク木のプラザ  
○受付締切り  
開催日の1週間前まで  
○問合せ  
消防署訓子府支署

乳用牛の実査結果 (2月1日現在)

町内の乳用牛は 5,758 頭			
	24年	23年	前年対比
飼育戸数	57戸	58戸	1戸減
飼育頭数	5,758頭	5,533頭	225頭減
1戸当たり飼育頭数	101.0頭	95.4頭	5.6頭増

農地を「売りたい」「貸したい」  
農業委員会があっせんします  
農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当で構成する「農地移動適正化あつせん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。  
農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。  
詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局 (☎47-2204 役場1階 窓口2番) へご相談ください。